

秋田県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 令和三年三月三十一日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

秋田県規則第二十九号

秋田県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年秋田県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>(従業者の配置の基準)<br/>           第三条 略<br/>           2 18 略</p>  | <p>(従業者の配置の基準)<br/>           第三条 略<br/>           2 18 略</p>  |
| <p>19 21 略<br/>           22 第二十項第二号のサービス管理責任者のうち一人以上は、常勤でなければならない。</p>  | <p>19 22 第十六項第二号の就労支援員のうち一人以上は、常勤でなければならない。<br/>           20 22 略<br/>           23 第二十一項第二号のサービス管理責任者のうち一人以上は、常勤でなければならない。</p>           |
| <p>23 略<br/>           24 第一項、第五項、第十一項、第十二項、第十六項、第十七項、第二十項及び前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。</p>                              | <p>24 略<br/>           25 第一項、第五項、第十一項、第十二項、第十六項、第十七項、第二十一項及び前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。</p>                             |
| <p>25 第一項各号に掲げる従業者、第二項の機能訓練指導員及び第二十三項各号に掲げる従業者は、生活介護の単位又は施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介護又は当該施設入所支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合には、この限りでない。</p> | <p>26 第一項各号に掲げる従業者、第二項の機能訓練指導員及び第二十四項各号に掲げる従業者は、生活介護の単位又は施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介護又は当該施設入所支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合には、この限りでない。</p> |
| <p>26 第五項各号に掲げる従業者、第六項に規定する生活支援員、第七項の機能訓練指導員、第十一項各号及び第十二項各号に掲げる</p>  | <p>27 第五項各号に掲げる従業者、第六項に規定する生活支援員、第七項の機能訓練指導員、第十一項各号及び第十二項各号に掲げる</p>  |

従業者、第十三項に規定する生活支援員並びに第十六項各号、第十七項各号及び第二十項各号に掲げる従業者は、専ら自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たる者でなければならぬ。ただし、利用者の支援に支障がない場合には、この限りでない。

（複数の昼間実施サービスを提供する場合の従業者の配置の基準の特例）

第四条 複数の昼間実施サービスを提供する指定障害者支援施設（当該昼間実施サービスの利用定員の合計が二十人未満であるものに限る。）は、前条第三項、第八項、第九項、第十四項、第十八項（第十七項第一号の職業指導員及び生活支援員に係る部分を除く。）及び第二十一項の規定にかかわらず、当該指定障害者支援施設が提供する昼間実施サービスを行う場合に置かなければならない従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、一人以上の者を常勤とすれば足りる。

2 複数の昼間実施サービスを提供する指定障害者支援施設は、前条第一項第三号、第五項第二号、第十一項第二号、第十二項第二号、第十六項第三号、第十七項第二号及び第二十項第二号の規定にかかわらず、当該指定障害者支援施設に置かなければならないサービス管理責任者の員数を、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数とすることができる。この場合においては、サービス管理責任者のうち一人以上の者を常勤とすれば足りる。

3 一・二 略

（施設障害福祉サービス計画の作成等）

20 略

従業者、第十三項に規定する生活支援員並びに第十六項各号、第十七項各号及び第二十一項各号に掲げる従業者は、専ら自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たる者でなければならぬ。ただし、利用者の支援に支障がない場合には、この限りでない。

（複数の昼間実施サービスを提供する場合の従業者の配置の基準の特例）

第四条 複数の昼間実施サービスを提供する指定障害者支援施設（当該昼間実施サービスの利用定員の合計が二十人未満であるものに限る。）は、前条第三項、第八項、第九項、第十四項、第十八項（第十七項第一号の職業指導員及び生活支援員に係る部分を除く。）及び第二十二項の規定にかかわらず、当該指定障害者支援施設が提供する昼間実施サービスを行う場合に置かなければならない従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、一人以上の者を常勤とすれば足りる。

2 複数の昼間実施サービスを提供する指定障害者支援施設は、前条第一項第三号、第五項第二号、第十一項第二号、第十二項第二号、第十六項第三号、第十七項第二号及び第二十一項第二号の規定にかかわらず、当該指定障害者支援施設に置かなければならないサービス管理責任者の員数を、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数とすることができる。この場合においては、サービス管理責任者のうち一人以上の者を常勤とすれば足りる。

3 一・二 略

（施設障害福祉サービス計画の作成等）

20 略

6 前項に規定する会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。

7 略  
10 第二項から第八項までの規定は、第九項の施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。

2 略  
二十九条 略  
（職場への定着のための支援等の実施）

3 指定障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援（秋田県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第百十四条の二に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、第一項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けることができるよう、指定就労定着支援事業者（同条例第百十四条の三第一項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整を行わなければならない。

4 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第二項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けることができるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

（勤務体制の確保等）  
第三十八条 略

2・3 略  
4 指定障害者支援施設は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超

6 略  
9 略

10 第二項から第七項までの規定は、第八項の施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。

2 略  
二十九条 略  
（職場への定着のための支援の実施）

（勤務体制の確保等）  
第三十八条 略

2・3 略

えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

(衛生管理等)

### 第三十九条 略

2 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならぬ。

一 当該指定障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定障害者支援施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

3 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。

(揭示)

### 第四十一条 略

2 指定障害者支援施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定障害者支援施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

(記録の整備)

第四十八条 指定障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉

(衛生管理等)

### 第三十九条 略

2 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(揭示)

### 第四十一条 略

(記録の整備)

第四十八条 指定障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉

サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該施設障害福祉サービスを提供した日から五年間保存しなければならない。

一 略

二 条例第二十二條第二項の規定による身体的拘束等

の様態及び時間、その際の利用者の心身

の状況並びに緊急やむを得ない理由その他の必要な事項の記録

三 略

サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該施設障害福祉サービスを提供した日から五年間保存しなければならない。

一 略

二 条例第二十二條第二項の規定による身体的拘束その他利用者

の行動を制限する行為の様態及び時間、その際の利用者の心身

の状況並びに緊急やむを得ない理由その他の必要な事項の記録

三 略

#### 附 則

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間におけるこの規則による改正後の秋田県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第三十九條第二項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。